

令和9・10年度 入札参加資格名簿 特別点数 加点項目 一覧表

※工事成績評定が平均80点で、各項目最大まで加点を得た場合の特別点数																	
分類	No	項目	概要	加点の考え方	加点対象項目				R9・10 配点	土木一式		建築一式		法面処理		アスファルト舗装	
					土木一式	建築一式	法面処理	アスファルト舗装		配点	配分	配点	配分	配点	配分	配点	配分
技術力	1	工事成績評点	県発注工事の評定点 土木一式、法面処理、アスファルト舗装：3年間平均(R5～R7年度) 建築一式：5年間平均(R3～R7年度)	平均点を計算式にて点数を決定	○	○	○	○	△30～350 (80点の場合 平均150点)	△30～350 (80点の場合 平均150点)	165点 46%	160点 45%	△30～350 (80点の場合 平均150点)	285点 67%	△30～350 (80点の場合 平均150点)	△30～350 (80点の場合 平均150点)	
	2	継続学習CPD	土木施工：CPDS取得単位100ユニット/申請日前の5年間(R3.11.1～R8.10.31) 建築士：CPD50単位 / 過去5年間(R3～R7年度) 建築施工管理：CPD20単位 / 過去5年間(R3～R7年度)	所定のユニット数により加点	○		○	○	10	10					10		
	3	ICT活用工事の施工実績	申請日前2年間(R6.11.1～R8.10.31)に国、県、市町村が発注したICT活用工事を元請として施工し完了(島根県内施工に限る)	実績が確認できれば加点	○		○	○	5	5						5	
	4	技術者(技能者)の 在籍状況	法面施工管理技術者	在籍人数により加点 ただし、10人が上限 (1点/1名)			○		10						10		
			グラウンドアンカー施工士				○		10								
			地すべり防止工事士				○		10								
			のり面ノズルマン				○		10								
			舗装施工管理技術者保有人数(1級・2級)					○	10	10							
			大型特殊免許所有者					○	10	10							
			車両系建設機械運転技能講習修了者					○	10	10							
	5	機械の保有状況	種子吹付け機械	機械の保有台数により加点 ただし、5台が上限 (4点/1台)			○		20							20	
			モルタル吹付機械				○		20						20		
			鉄筋挿入施工機械(削孔機械)				○		20						20		
			グラウンドアンカー施工機械(ロータリーパーカッション)				○		20						20		
			アスファルトフィニッシャー					○	20						20		
			モーターグレーダー					○	20						20		
			タイヤ・マカダムローラー					○	20						20		
社会性	6	障がい者雇用	雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない	各項目の条件に合致した場合に加点か減点	○	○	○	○	△10	15	△10	15	△10	15	△10	15	
			雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している		○	○	○	○	0		0		0				
			雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している		○	○	○	○	15		15		15				
			雇用義務のない者が障がい者を1名雇用している		○	○	○	○	7		7		7				
			雇用義務のない者が障がい者を2名以上雇用している		○	○	○	○	15		15		15				
			複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の者		○	○		○	10		10						
			複数の重度障がい者多数雇用事業所等からの購入金額が600万円/年以上の者		○	○		○	10		10						
	7	子育て・女性支援 (見まもり運動)	子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所のうち、運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者 (申請日前の2年間：R6.11.1～R8.10.31)	条件に合致した場合に加点	○	○	○	○	2	2	2	2					
	8	労働安全対策 (災害防止協会加盟)	建災防に加入し、協会の現場安全パトロール参加実績証明 (申請日前の2年間：R6.11.1～R8.10.31)	実績が確認できれば加点	○	○	○	○	5	5	5	5					
			安全衛生教育研修(8項目)の受講実績 (申請日前の2年間：R6.11.1～R8.10.31)	受講実績により加点ただし、5講座が上限 1講座1名受講につき2点	○	○	○	○	10	10	10	10					
	9	建設業労働者の福利向上	(建退共加入、退職金制度導入、企業年金加入、法定外労災加入)の4項目をすべて実施	4項目すべての加入状況が確認できれば加点	○	○	○	○	5	5	5	5					
	10	次世代育成支援 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定、こころ カンパニー認定	こころカンパニー認定		○	○	○	○	5	5	5	5					
	11	女性の活躍促進 女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画の策定、しまね女性の活躍 応援企業登録	しまね女性の活躍応援企業登録		○	○	○	○	5	5	5	5					
	12	雇用の確保(若年者雇用及び継続雇 用)	申請日前の2年間(R6.11.1～R8.10.31)に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用	常勤として認められた場合加点 ただし、5名が上限 (56点/1名)	○	○	○	○	25	25	25	25					
令和7・8年度名簿の申請日前3年間(R3.12.1～R6.10.31)に雇用され、雇用時の年齢が29才以下の者の継続雇用			継続雇用が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限 (5点/1名)	○	○	○	○	25	25	25	25						
令和4～6年度名簿の申請日前3年間(H30.12.1～R3.11.30)に雇用され、雇用時の年齢が29才以下の者が新たな資格を取得			資格取得が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限 (5点/1名)	○	○			25	25								
13	建設産業の中長期的担い手確保に資 する活動	「学校支援企業等」に登録し、小中高特支生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動を行ったもの (申請日前の2年間：R6.11.1～R8.10.31)	条件に合致(3年間に1回以上)した場合に加点	○	○	○	○	8	8	8	8						
地域貢献	14	除雪業務	過去2年間(R7～R8年度)のうち、2か年の契約実績	契約実績にて加点	○			○	25	60点 17%	25	65点 18%		25	60点 14%		
			過去2年間(R7～R8年度)のうち、1か年の契約実績	契約実績にて加点	○			○	15		15			15			
	15	防災協定(県防災、家畜伝染協定締結)	・県と防災協定締結している団体に加盟	加盟が認められる場合に加点 20点	○	○	○	○	20	20	20	20					
			・県と家畜伝染病発生時の対応対策協定の締結した団体に加盟	加盟が認められる場合に加点 10点	○	○	○	○	10	10	10	10					
			・上記団体に未加入者が県の要請より災害時の緊急対応を実施	実施状況が認められる場合に加点 10点	○	○	○	○	10	10	10	10					
			・各市町村が認定する消防団協力事業所	条件に合致した場合に加点 5点	○	○	○	○	5	5	5	5					
			「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」に登録	登録が確認できた場合に加点 10点		○			10								
			「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用	1名/5点 ただし、2名が上限		○			10								
			「島根県被災住宅応急復旧相談員」を常勤として雇用	1名/5点 ただし、2名が上限		○			10								
	16	ボランティア活動 (ハートフルしまね)	過去2年間(R6～R7年度)に2回(ただし道路美化活動は4回)以上	活動実績で加点	○	○	○	○	5	5	5	5					
法令遵守	17	行政処分	直近2年間(R6.11.1～R8.10.31)において許可取り消し・営業停止・指示処分がある場合	直近3年間 処分を受けたものを減点	○	○	○	○	△30～△10	△30～△10	-	△30～△10	-	△30～△10	-		
	18	指名停止措置	直近2年間(R6.11.1～R8.10.31)において指名停止措置を受けた期間	直近3年間 指名停止措置を受けたものを減点	○	○	○	○	△10	△10	△10	△10	△10	△10			
										合計 355点		合計 355点		合計 425点		合計 420点	